

# 「地域を支えたい」そんなあなたを応援します

区では、複雑化・多様化する福祉サービスへのニーズに応えるため、「地域福祉」の考え方を取り入れています。「地域福祉」とは、地域に暮らす人々の支えあ

いや助けあいを推進するとともに、地域の様々な方や団体が連携することにより、誰もが自分らしく、安心して暮らし続けられる地域をつかっていくこととするものです。

2・3面では、こうした「地域福祉」の考え方を実現するために設けている、地域の皆さんで支えあう様々な仕組みなどについて紹介します。**【問合せ】**厚生課厚生係 ☎5608-6150

## 市民後見人

後見人は、家庭裁判所が選任しますが、多くの場合、親族から選ばれます。しかし、高齢化が進み、後見人を必要とする方が増えているため、親族から後見人を選ぶことが難しいケースが増加しています。こうした場合には、弁護士や社会福祉士などの専門家のほか、研修等で必要な知識や技術、心構えなどを身に付けた同じ地域に暮らす「市民後見人」が選任されることになります。本人の意思を尊重しながら、権利と利益を守る大切な存在である後見人には、日ごろから本人の生活ぶりや考え方などを、よく理解している方が適任です。その点、市民後見人は、同じ地域に暮らしているからこそ、日常的に本人に寄り添い、必要な支援をすることができるのです。

### 市民後見人の主な仕事

#### ■財産を守る

本人の資産や負債、収入と支出の内容を把握したうえで、本人のために必要な支出を計画的に行い、財産を守ります。



#### ■生活を守る

毎月1回程度、本人の健康状態や生活状況を記録するとともに、必要に応じて医療・福祉サービスを受けるための手続きを進めます。



#### ■連携する

最適なサービスを提供するため、必要に応じて、ケアマネジャーや弁護士等の専門家、社会福祉協議会などと連携します。



#### ■報告する

地域の社会福祉協議会へ活動内容を定期的に報告します。社会福祉協議会は、監督人として市民後見人をサポートします。



### 市民後見人も、様々な人に支えられています 市民後見人 毛内 千恵子さん



自分の経験や技術を活かしたボランティア活動をしたと考えていましたが、私の得意分野は書類の作成や官公署等での手続きであったこともあり、ぴったりの活動がなかなか見つかりませんでした。そんな時に「市民後見人養成研修」のことを知り、被後見人の方の財産管理や契約手続などを行う後見活動には、私の経験や技術が活かせる

と思い受講を決めました。

私の場合、研修を修了してから後見人になるまでに、1年以上の期間がありました。墨田区社会福祉協議会から、「お願いしたい人がいる」と連絡をもらった時は、「いいよだ」と気持ちが高ぶった反面、責任の重大さを改めて感じ、不安になったのも事実です。こうした不安をかき消してくれたのが、監督人である社会福祉協議会の存在です。市民後見人は、一人で活動するのではなく、監督人や弁護士等の専門家と二人三脚で仕事にあたります。このような協力体制があったからこそ、これまで続けてこれたのだと思っています。私自身も様々な人に支えられながら、これからも被後見人の方の“今”を支えていきたいです。

が、監督人である社会福祉協議会の存在です。市民後見人は、一人で活動するのではなく、監督人や弁護士等の専門家と二人三脚で仕事にあたります。このような協力体制があったからこそ、これまで続けてこれたのだと思っています。私自身も様々な人に支えられながら、これからも被後見人の方の“今”を支えていきたいです。

## 生活支援員活動(地域福祉権利擁護事業)

成年後見制度の利用には至らないものの、物忘れなどの認知症の症状、知的障害、精神障害等のため、福祉サービスの選択や日ごろの金銭管理が一人ではできなくなってしまった方を、本人との契約に基づき、日常生活の範囲内でサポートします。特別な資格等は必要なく、区内在住のおおむね64歳以下の方であれば、研修を受講することで活動できます。関心がある方は、お気軽にお問い合わせください。**【問合せ】**すみだ福祉サービス権利擁護センター ☎5655-2940

### 生活支援員の主な仕事

#### ■福祉サービスの利用援助(基本サービス)

介護サービスなどの福祉サービスについての▶情報提供・助言 ▶利用開始・中止のための手続 ▶利用料の支払 ▶苦情解決制度を利用するための手続 など

#### ■日常的な金銭管理サービス(オプションサービス)

年金や福祉手当等の受取の手続、税金・公共料金等の支払、日常生活に必要な預貯金の払戻し・預け入れなど

#### ■書類等預かりサービス(オプションサービス)

年金証書・預貯金の通帳・保険証書・実印等、重要な書類などの預かり \*金融機関の貸金庫を利用

### “心から聴き、寄り添う”ことを心掛けています 生活支援員 遠上 佐智恵さん

小学校でのPTA活動をきっかけに、住みよいまちをつくるための地域貢献がしたいと強く思うようになりました。社会福祉士養成所で学んだことを活かせればと考え、「市民後見人養成研修」を受講しました。現在は、市民後見人に選任されるのを待ちながら、生活支援員として活動しています。1か月に一度、利用者の自宅を訪問して、社会福祉協議会からの指示に基づき、郵便物の確認や必要な費用の支払など、ご本人の生活に密着した支援をしています。お手伝いできることは限られていますが、相手の話を丁寧に聴き、寄り添い、受け入れるということを心掛けています。そうすることで、ご本人の生活や健康状態のちょっとした変化に気付くこともできます。訪問した際に「待ってたよ」と声をかけていただいたときには、心からうれしくなりました。



市民後見人の活動には、生活支援員の活動よりも大きな責任が伴います。そのことに対する不安はありますが、同じ地域の住民としての目線を持ち、小さなことも見落とさず、ご本人にとって何が一番良い方法かを一緒に考えられる後見人になりたいです。



## すみだハート・ライン21

「すみだハート・ライン21」は、日常生活において手助けを必要としている高齢者や障害者などの自宅に向き、家事援助等を行う在宅福祉サービスです。事業の趣旨を理解し、実際にサービスを提供していただく「協力会員」と、事業の趣旨に賛同し、経済的に援助していただく「後援会員」によって支えられています。「協力会員」になるための特別な資格等は必要ありませんので、まずは、すみだボランティアセンター等で毎月行っている説明会にご参加ください。あなたの熱意を、地域での支えあいに活かしてみませんか。**【問合せ】**すみだハート・ライン21事業室 ☎5608-8102 \*問合せは月曜日～金曜日午前9時～午後5時

### すみだハート・ライン21を支える会員

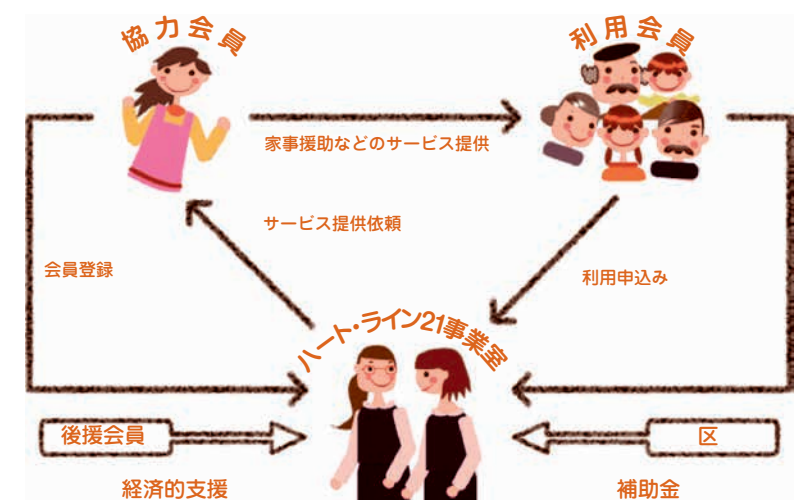
#### ■協力会員

食事の支度、掃除、洗濯、買い物、外出の付添い、話し相手、代読、代筆など \*年度会費1000円が必要

#### ■後援会員

事業に対する経済的援助 \*1口1000円から

### すみだハート・ライン21のしくみ



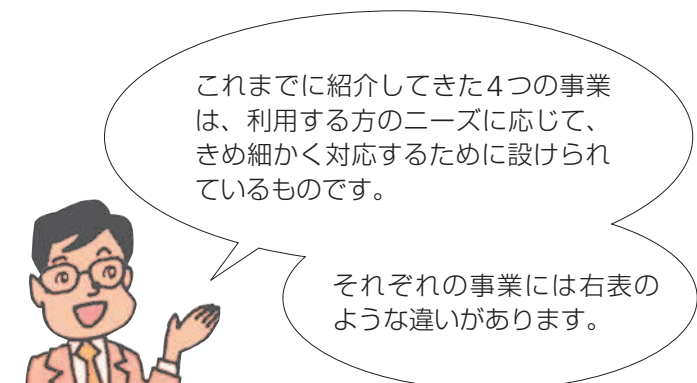
## ミニサポート事業

「ミニサポート事業」は、高齢者や障害者が、日常生活でのちょっとした困りに直向したときに、地域の協力員が訪問して対応するサービスです。すみだハート・ライン21で提供するサービスよりも、短時間で対応できるような軽作業が中心になります。

協力員になるためには、説明会への参加が必須となりますが、資格等は必要ありません。地域での支えあいの第一歩として、ぜひ、ご参加ください。**【問合せ】**ミニサポート事業担当 ☎5608-3246

### ミニサポート事業のサービス内容

おおむね30分以内で対応でき、継続性がない軽易な作業(電球等の交換、小さな家具の移動、季節の衣替え、近所への買物など)



事業名	サービスの内容	サービス提供者の要件
市民後見人	▶重要な財産管理・法律行為 ▶福祉サービスに関する契約 など	区内在住在勤で、おおむね64歳以下の方 *研修の受講が必要
生活支援員活動(地域福祉権利擁護事業)	▶福祉サービスの利用援助 ▶日常的な金銭管理サービス ▶書類等預かりサービス	
すみだハート・ライン21	家事援助サービスなど	地域の支えあいに関心があり、熱意を持って家事援助などの活動に協力していただける18歳以上の健康な方 *説明会への参加が必要
ミニサポート事業	おおむね30分以内で終了する継続性のない軽易な作業	

### パンフレット等もご覧ください

今号に掲載した各事業や、墨田区社会福祉協議会の活動などについて紹介するパンフレットや冊子等を配布しています。ぜひ、ご覧ください。**【配布場所】**▶厚生課厚生係(区役所3階) ▶すみだボランティアセンター(東向島2-17-14) ▶すみだボランティアセンター分館(亀沢3-20-11 関根ビル4階) ほかに

